

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月1日
【会社名】	株式会社メルカリ
【英訳名】	Mercari, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 山田 進太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー18F
【電話番号】	03(6804)6907
【事務連絡者氏名】	執行役員VP of Corporate 横田 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー18F
【電話番号】	03(6804)6907
【事務連絡者氏名】	執行役員VP of Corporate 横田 淳
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 955,377,130円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年7月30日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株式の募集条件、その他新株式発行に関し必要な事項が2019年8月1日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 株式募集の方法及び条件

第2 売出要項

募集又は売出しに関する特別記載事項

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 野で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	323,090株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、2018年12月18日付け当社取締役会において、当社の従業員並びに当社子会社の役員及び従業員（以下「当社等役職員」といいます。）に対するインセンティブ制度の見直しを行い、当社等役職員に対する譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」といいます。）付与制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。本制度の内容は、本注記末尾<本制度の内容>に記載のとおりです。

本募集は、下記表に記載する日に当社が本制度に基づき付与したRSU（以下「本RSU」といいます。）に従い、2019年7月30日付け当社取締役会決議に基づき行われるものです。

本RSUは、付与を受けた当社等役職員が、下記表に記載する期間（以下「本権利算定期間」といいます。）に在籍し、かつ、その後の所定日まで勤務すること等を条件として、当社が予め定める数の当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の交付を受ける権利であり、その付与日から払込期日までの間の当該権利の譲渡その他処分の制限、及び、退職、非違行為その他当該権利の喪失事由が設定されています。

本募集は、2019年7月30日の時点において、本RSUに基づく株式交付条件を満たす本邦における当社等役職員1,091名（以下「国内対象役職員」といいます。）に対して行われ、当社は、国内対象役職員に支給された金銭債権の現物出資と引換えに、払込期日において当社株式を交付します（以下「本新株発行」といいます。）。なお、本新株発行により交付される当社株式それ自体には譲渡制限その他の負担制限はありません。

(中略)

(4) 当社株式の交付の方法及び時期

当社は、権利算定期間満了後から2ヵ月以内、又は、別途当社が定めた時期に取締役会決議を行い、対象者に支給された金銭債権の全部の現物出資と引換えに、新株発行又は自己株式処分によって本交付株式数の当社株式を交付します。

また、本制度により発行又は処分される当社株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならない範囲において当社の取締役会において決定いたします。

なお、本募集における払込価額は、2019年7月29日から2019年8月1日の終値のうち、最も高い金額とし、2019年8月1日に決定いたします。当該払込金額の算出方法では、払込金額は本募集に係る取締役会決議日直前の市場株価と同じ金額、又は、当該市場株価よりも高い金額となることから、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、かつ、国内対象役職員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	323,090株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、2018年12月18日付け当社取締役会において、当社の従業員並びに当社子会社の役員及び従業員(以下「当社等役職員」といいます。)に対するインセンティブ制度の見直しを行い、当社等役職員に対する譲渡制限株式ユニット(以下「RSU」といいます。)付与制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しております。本制度の内容は、本注記末尾<本制度の内容>に記載のとおりです。

本募集は、下記表に記載する日に当社が本制度に基づき付与したRSU(以下「本RSU」といいます。)に従い、2019年7月30日付け当社取締役会決議及び当該決議を受けて本募集の条件を最終的に決定した2019年8月1日付け当社取締役会決議に基づき行われるものです。

本RSUは、付与を受けた当社等役職員が、下記表に記載する期間(以下「本権利算定期間」といいます。)に在籍し、かつ、その後の所定日まで勤務すること等を条件として、当社が予め定める数の当社普通株式(以下「当社株式」といいます。)の交付を受ける権利であり、その付与日から払込期日までの間の当該権利の譲渡その他処分の制限、及び、退職、非違行為その他当該権利の喪失事由が設定されています。

本募集は、2019年7月30日の時点において、本RSUに基づく株式交付条件を満たす本邦における当社等役職員1,091名(以下「国内対象役職員」といいます。)に対して行われ、当社は、国内対象役職員に支給された金銭債権の現物出資と引換えに、払込期日において当社株式を交付します(以下「本新株発行」といいます。)。なお、本新株発行により交付される当社株式それ自体には譲渡制限その他の負担制限はありません。

(中略)

(4) 当社株式の交付の方法及び時期

当社は、権利算定期間満了後から2ヵ月以内、又は、別途当社が定めた時期に取締役会決議を行い、対象者に支給された金銭債権の全部の現物出資と引換えに、新株発行又は自己株式処分によって本交付株式数の当社株式を交付します。

また、本制度により発行又は処分される当社株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象者に特に有利とならない範囲において当社の取締役会において決定いたします。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	323,090株	931,791,560	465,895,780
一般募集			
計(総発行株式)	323,090株	931,791,560	465,895,780

(注) 1. 本制度に基づき、国内対象役職員に割当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本新株発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本新株発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3. 現物出資の目的とする財産は、本権利算定期間のインセンティブとして、当社等役職員である国内対象役職員に対して、2019年7月30日付け当社取締役会の決議又は当社子会社の取締役の決定により、当社又は当社子会社から支給された金銭債権となり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)
当社の従業員：816名	246,995株	712,333,580
当社子会社の取締役及び従業員：275名	76,095株	219,457,980

4. 発行価額の総額及び払込金額は、各割当株数に、本新株発行に係る会社法上の払込金額を乗じた金額であり、2019年7月29日の東京証券取引所における当社株式の終値である2,884円を基準として算出した見込額です。当社は、本募集の決定に係る当社取締役会の決議日と同日に、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの株式の取得(子会社化)についても決議し、これを公表しております。当社は、かかる公表に伴い生じ得る株価への影響を反映させるため、実際の発行価額の総額及び払込金額を、「第1募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由<本制度の内容>(4)」に記載の方法に従い、2019年8月1日に決定いたします。かかる決定方法は、当社株式の株価動向、流動性等の諸般の事情を考慮のうえ採用されたものであり、既存株主の利益に配慮した合理的なものであると考えております。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	323,090株	955,377,130	477,850,110
一般募集			
計(総発行株式)	323,090株	955,377,130	477,850,110

(注) 1. 本制度に基づき、国内対象役職員に割当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本新株発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本新株発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3. 現物出資の目的とする財産は、本権利算定期間のインセンティブとして、当社等役職員である国内対象役職員に対して、2019年7月30日付け当社取締役会の決議又は当社子会社の取締役の決定により、当社又は当社子会社から支給された金銭債権となり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)
当社の従業員：816名	246,995株	730,364,215
当社子会社の取締役及び従業員：275名	76,095株	225,012,915

(注) 4の全文削除

(2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
2,884	1,442	1株	2019年8月7日		2019年8月23日

- (注) 1. 本制度に基づき、国内対象役職員に割当てする方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本新株発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 本新株発行は、本権利算定期間のインセンティブとして、当社等役職員である国内対象役職員に対して、2019年7月30日付け当社取締役会の決議又は当社子会社の取締役の決定により、当社又は当社子会社から支給された金銭債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるものであり、金銭による払込みはありません。
4. 発行価格及び資本組入額は、2019年7月29日の東京証券取引所における当社株式の終値である2,884円を基準として算出した見込額です。実際の発行価格及び資本組入額は、「第1募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由<本制度の内容> (4)」に記載の方法に従い、2019年8月1日に決定いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
2,957	1,479	1株	2019年8月7日		2019年8月23日

- (注) 1. 本制度に基づき、国内対象役職員に割当てする方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本新株発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 本新株発行は、本権利算定期間のインセンティブとして、当社等役職員である国内対象役職員に対して、2019年7月30日付け当社取締役会の決議又は当社子会社の取締役の決定により、当社又は当社子会社から支給された金銭債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるものであり、金銭による払込みはありません。

(注) 4の全文削除

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

海外募集による新株式の発行について

当社は、2019年7月30日付け取締役会において、本制度に基づき、本邦以外の地域における当社等役職員64名に対して、役務提供の対価として付与された金銭債権を出資財産として現物出資させることにより、新株発行によって78,853株の当社株式を交付することを決議しております。詳細につきましては、2019年7月30日提出の臨時報告書をご参照ください。

(訂正後)

海外募集による新株式の発行について

当社は、2019年7月30日付け取締役会及び当該取締役会での決議を受けて募集の条件を最終的に決定した2019年8月1日付け取締役会において、本制度に基づき、本邦以外の地域における当社等役職員64名に対して、役務提供の対価として付与された金銭債権を出資財産として現物出資させることにより、新株発行によって78,853株の当社株式を交付することを決議しております。詳細につきましては、2019年7月30日提出の臨時報告書及び2019年8月1日提出の臨時報告書の訂正報告書をご参照ください。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

3【臨時報告書】

- （1）1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年7月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2018年10月3日に関東財務局長に提出
- （2）1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年7月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を2019年4月12日に関東財務局長に提出
- （3）1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年7月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を2019年7月30日に関東財務局長に提出

（訂正後）

3【臨時報告書】

- （1）1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年8月1日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2018年10月3日に関東財務局長に提出
- （2）1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年8月1日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を2019年4月12日に関東財務局長に提出
- （3）1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年8月1日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を2019年7月30日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

- （1）訂正臨時報告書（上記3（3）の臨時報告書の訂正報告書）を2019年8月1日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（2019年7月30日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2019年7月30日）現在において変更の必要はないと判断しております。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年8月1日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年8月1日）現在において変更の必要はないと判断しております。